

件名	愛媛県職員退職手当条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課職員厚生室（下記条例①）、人事課（下記条例②）
根拠法令等	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）【被用者年金一元化法】

【改正の概要】

本県職員退職手当条例及び職員の再任用に関する条例において条文を引用している法律の改正（用語を定義した条文の変更等）に伴い、同条例について所要の規定整備を行う。

1 改正する条例

- ① 愛媛県職員退職手当条例（昭和 29 年愛媛県条例第 3 号）
- ② 職員の再任用に関する条例（平成 13 年愛媛県条例第 2 号）

2 関係法令の改正に伴う規定整備

(1) 改正箇所

- ① 愛媛県職員退職手当条例第 3 条第 2 項
- ② 職員の再任用に関する条例附則第 3 項

(2) 改正概要

本県条例		本県条例において引用する法律・条文		改正法等 施行時期
No.	該当条項 (用語)	現行条例の規定内容	条例改正(案)	
①	第 3 条第 2 項 (障害等級)	地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 84 条第 2 項に規定する	厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 47 条第 2 項に規定する	H27.10.1
②	附則第 3 項 (特定警察職員等への適用期日)	改正法附則第 5 条に規定する	厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）附則第 7 条の 3 第 1 項第 4 号に規定する	H27.10.1

施行日 平成 27 年 10 月 1 日

【その他参考事項】